

山口県報

令和 8 年
7 月 14 日
(火曜日)

目 次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定(環境政策課).....

保安林予定森林(岩国市)(森林整備課).....

保安林予定森林(山口市)(森林整備課).....

道路の区域の変更(道路整備課).....

公有水面の埋立ての承認(港湾課).....



山口県告示第二百八十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和八年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
山口市緑町二二三九の二の一部及び二二三九の四〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第二百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和八年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市柱野字本谷中畑一四三、字本谷柿木の浴一五〇、一一六五六、一一六五七、字本谷水木やぶ一七〇、一七一、二〇五の一、字本谷深切一七六の一から一七六の三まで、一七七、一七八の一、一七八の二、一七九、一八〇、一八一の一、一八一の二、一八三、一八六の一から一八六の三まで、一八七の一、一八七の二、一八八、一八九、一九一から一九三まで、一九四の一、一九四の二、一九五の一から一九五の四まで、一一六三九、一一六四一から一一六四三まで、一一六四四の一、一一六四四の二、一一六四五、一一六四八から一一六五一まで、字本谷神の内一一七二五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和八年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地小古祖字小山路四五六から四五八まで、一〇三二四から一〇三二六まで指定の目的

二 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市徳地小古祖字小山路四五六・四五七・一〇三二四・一〇三二五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 橋東和線

道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 （メートル）		延長 （メートル）	備考
新	旧	敷地最狭	最狭	三二〇・七		
		最狭一〇・五	最狭一〇・二	三〇七・六		
		最狭四〇・八				

山口県告示第二百九十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

令和八年七月十四日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事

村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

周南市臨海町四番に接する岸壁の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 周南市大字富田字西ノ嶋五九三番の西ノ島三等三角点（北緯三四度三分

〇〇・〇六七〇秒東経一二二度四四分三五・七七九秒）（以下「基準

点」という。）から三三五度二六分三七秒六八九・一四メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二六度三一分三八秒七八・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一六度三一分三六秒一九・八〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から四六度三一分三九秒七八・三〇メートルの地点

(三) 面積

一、五五〇・三四平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

周南市臨海町四番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三二八度二三分四九秒五二六・二六メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二二七度四分四六秒二二七・七八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三一六度三一分三八秒三三六・七〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から四六度三一分三七秒四三五・三一メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一三六度三一分三六秒二五・一六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一七五度五五分一九秒一六五・五六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一三六度三一分三五秒二〇・〇七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二二六度三六分四秒六二・七一メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一七九度五九分三一秒七〇・七八メートルの地点

(二)
面積

一〇四、三二六・二三平方メートル

三 埋立地の用途

埠頭用地

承認を受けた者

国土交通省中国地方整備局長

四 承認の年月日

令和八年七月三日

令和八年七月十四日
発行

発行人
所

山口県知事
庁